

公立大学法人広島市立大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程

平成22年4月1日

規 程 第 48 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学職員就業規則（平成22年公立大学法人広島市立大学規則第2号。以下「就業規則」という。）第40条の規定に基づき、公立大学法人広島市立大学（以下「法人」という。）の職員の勤務時間、休日及び休暇（以下「勤務時間等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間)

第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間（日曜日から土曜日までとする。）について38時間45分とする。

2 前項の勤務時間は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分（以下「正規の勤務時間」という。）を割り振るものとする。

3 理事長は、前2項の規定にかかわらず、育児短時間勤務（就業規則第41条に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）の適用を受ける職員の1週間当たりの勤務時間については、当該適用を受けた育児短時間勤務の内容に従い定めることとし、当該職員の1日当たりの勤務時間については、1週間ごとの期間において、当該適用を受けた育児短時間勤務の内容に従い7時間45分を超えない範囲内で割り振るものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、法人又は広島市を平成25年度末以降に定年退職した後採用された職員のうち短時間勤務の職を占める職員の1週間当たりの勤務時間については、28時間45分とし、当該職員の1日当たりの勤務時間については、5時間45分とする。

(始業時刻等)

第3条 始業時刻、終業時刻及び休憩時間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 始業時刻 午前8時30分

(2) 終業時刻 午後5時15分

(3) 休憩時間 午後零時から午後1時までの間

2 前項の規定にかかわらず、教員（法人に常時勤務する教授、准教授、講師及び助教の職にある者をいう。第6条第4項において同じ。）については、労働基準法

(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第38条の3に規定する手続を経て専門業務型裁量労働制を適用することができる。

- 3 前項の規定による専門業務型裁量労働制の適用に関し必要な事項は、労使協定の定めるところによる。
- 4 業務運営上の都合により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員の勤務時間等は、前3項の規定にかかわらず、別表第1のとおりとする。
- 5 職務遂行上の事由等により、前各項の規定により難しいときは、勤務時間及び休憩時間を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

(通常の勤務場所以外での勤務)

第4条 業務運営上必要があると認められる場合には、勤務時間の全部又は一部について、通常の勤務場所を離れて勤務することを命じ、又は許可することができる。

- 2 職員が前項の勤務を命ぜられ、又は許可されて勤務した場合において、当該勤務の勤務時間を算定し難しいときは、当該勤務日の正規の勤務時間を勤務したものとみなす。

(週休日)

第5条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、育児短時間勤務職員については、必要に応じ、当該適用を受けた育児短時間勤務の内容に従い、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができるものとする。

(週休日の振替等)

第6条 週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、あらかじめ第2条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)のうち勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

- 2 前項の規定により割り振ることをやめることとなる4時間の勤務時間(以下こ

の条において「半日勤務時間」という。)は、同項に規定する期間内にある勤務日のうち、半日勤務時間のみが割り振られている日以外の勤務日の始業時刻から連続し、又は終業時刻まで連続する勤務時間とする。

- 3 理事長は、週休日の振替（第1項の規定により、勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。）又は半日勤務時間の割振り変更（同項の規定により、半日勤務時間のみが割り振られている日以外の勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。）を行う場合には、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、正規の勤務時間を割り振られた日が引き続き24日を超えないようにしなければならない。
- 4 教員が第3条第3項の専門業務型裁量労働制を適用する場合には、半日勤務時間の割振り変更の規定は、適用しない。
- 5 理事長は、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行った場合には、職員に対して速やかにその旨を通知するものとする。

（休日）

第7条 休日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日（広島市立大学学則（平成22年公立大学法人広島市立大学学則第1号）第18条第3項の規定により全学的に授業を行うと年度（4月1日から翌年の3月31日までの間をいう。以下同じ。）の初めに学長が認めた日（以下「全学休日授業実施日」という。）を除く。）
 - (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に定める休日を除く。）
 - (3) 8月6日
 - (4) 理事長が別に定めた日（同一年度内において、全学休日授業実施日の日数と同じ日数とする。）
- 2 職員は、前項に規定する休日には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（休日の代休日）

第8条 休日である第2条又は第6条の規定により勤務時間が割り振られた日（以

下この項において「勤務日等」という。)に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日(以下この条において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(休日を除く。)を指定することができる。

- 2 前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。
- 3 代休日の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等(休日を除く。)について行わなければならない。
- 4 理事長は、職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨申し出た場合には、代休日を指定しないものとする。

(時間外勤務等)

第9条 業務上の必要がある場合には、労基法第36条に規定する手続を得て、この規程で定める所定の勤務時間を超え、又は第5条の週休日若しくは第7条の休日に勤務を命じることがある。

(休暇の種類)

第10条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇とする。

(年次有給休暇)

第11条 年次有給休暇は、年度ごとにおける休暇とし、その日数は、1年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 当該年度の中途において新たに職員となる職員 その者の当該年度における在職期間に応じ、別表第2の日数欄に掲げる日数
- (2) 当該年度の前年度において広島市の職員その他理事長が定める者(以下この号において「広島市職員等」という。)であった者で引き続き当該年度に新たに職員その他理事長が定める者となったもの 広島市職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、理事長が定める日数
- (3) 前2号に掲げる者以外の者 20日

2 年次有給休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、20日を超え

ない範囲内で、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。

- 3 年次有給休暇の単位は、1日、半日又は1時間（理事長が認める場合に限る。）とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員については、半日を単位とする年次有給休暇の取得は認めないものとする。
- 5 年次有給休暇は、職員があらかじめ請求する時季に取得させるものとする。ただし、職員が請求した時季に年次有給休暇を取得させることが業務の正常な運営を妨げる場合は、時季を変更して取得させることができる。
- 6 前項本文の規定にかかわらず、1年度において10日以上 of 年次有給休暇が付与された職員に対しては、当該職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、年次有給休暇日数のうち5日（前項の規定により取得した日数（1日又は半日のものに限る。）があるときは当該日数（5日を超える場合は5日）を減じる。）について、あらかじめ時季を指定して年次有給休暇を取得させるものとする。

（病気休暇及び特別休暇）

第12条 病気休暇及び特別休暇は、別表第3及び別表第4のとおりとする。

- 2 前項の病気休暇及び特別休暇は、有給とする。

（介護休暇）

第13条 介護休暇は、職員（3年未満の期間を定めて雇用する職員のうち、介護休暇を開始しようとする日から6月以内に労働契約の期間が満了し、かつ、労働契約の更新がないことが明らかな職員を除く。）が別表第5の介護休暇の対象となる者で負傷、疾病又は老齢により、原則として2週間以上（医師の診断書に記載されている治療予定期間が1週間以上の場合を含む。以下同じ。）の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）の介護をする場合における休暇とする。

- 2 介護休暇の期間は、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、通算して3年を超えない範囲内において必要と認められる期間内とする。
- 3 介護休暇の単位は、1日若しくは半日又は1時間（育児短時間勤務職員にあつては、1日又は1時間）とする。
- 4 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間を取得して勤務しない時間がある日については、当該4時

間から当該介護時間を取得して勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。

- 5 介護休暇については、公立大学法人広島市立大学職員給与規程（平成22年規程第50号。以下「給与規程」という。）第19条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与規程第23条に規定する給与規程第19条に係る勤務1時間当たりの給与額を減額する。

（介護時間）

第13条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態にある期間を限度として、連続する3年の期間（当該要介護者に係る前条第2項の規定により必要と認められた期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- 2 公立大学法人広島市立大学職員の育児休業等に関する規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第49号。以下「職員育児休業規程」という。）第15条第1項による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業に規定する部分休業を取得して勤務しない時間がある日の介護時間については、1日につき2時間から当該部分休業を取得して勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

- 3 前条第5項の規定は、介護時間について準用する。

（病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の手続等）

（子育て部分休暇）

第13条の3 子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の養育をするため、1日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- 2 子育て部分休暇の時間は、年度ごとに、次のいずれかに掲げる範囲内で必要と認められる時間とする。

(1) 1日につき2時間を超えない範囲内

(2) 1年につき職員の1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間を超えない範囲内

- 3 前項第1号に掲げる範囲内で請求する子育て部分休暇は、30分を単位として行うものとする。

4 職員育児休業規程第15条第6項の規定は、第2項第2号に掲げる範囲内で請求する子育て部分休暇について準用する。

5 第13条第5項の規定は、子育て部分休暇について準用する。

第14条 病気休暇及び特別休暇（別表第4第9項、第14項及び第15項の休暇を除く。）を受けようとする職員は、あらかじめ理事長の承認を受けておかなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ承認を受けておくことができなかった場合には、その事由消滅後速やかにその事由を付して理事長の承認を受けなければならない。

2 別表第4第9項、第14項及び第15項の休暇を受けようとする職員は、あらかじめ理事長に対し申し出なければならない。また、別表第4第9項の休暇を申し出た職員が出産したときは、その旨を速やかに理事長に届け出るものとする。

3 職員は、病気休暇又は特別休暇の承認を受けるに当たり、引き続き6日（週休日、休日及び代休日を含む。以下同じ。）を超える場合又は引き続き6日を超えないが理事長が特に必要があると認める場合には、医師の診断書その他その事由を証明するに足りる書面を提出しなければならない。

4 介護休暇又は介護時間を受けようとする職員は、あらかじめ理事長に当該休暇の申出を行うものとする。

5 前項の場合において、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態について初めて介護休暇又は介護時間を受けようとするときは、介護休暇又は介護時間が必要な期間を包括的に申し出るものとする。

6 理事長は、病気休暇、特別休暇、介護休暇又は介護時間について、その事由を確認する必要があると認める場合には、証明書類の提出を求めることができる。

（子育て部分休暇の手続等）

14条の2 子育て部分休暇の請求をしようとする職員は、年度ごとに、あらかじめ、第13条の3第2項各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該年度における子育て部分休暇を請求するかを理事長に申し出なければならない。

2 前項の規定による申出をした職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該申出の内容を変更しなければ当該職員の当該申出に係る子の養育に著しい支障が生ずると認められる特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

- 3 第1項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあっては、その変更後のもの）において、子育て部分休暇の請求をすることができる。
- 4 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇の承認を受けた職員が別表第4第9項の休暇を取得した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。
- 5 理事長は、次に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、既に承認した子育て部分休暇を取り消すものとする。
 - (1) 子育て部分休暇の承認を受けた職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったとき。
 - (2) 子育て部分休暇の承認を受けた職員が第2項の規定による変更をしたとき。
- 6 前条第6項の規定は、子育て部分休暇について準用する。

（委任）

第15条 この規程に定めるもののほか、職員の勤務時間等に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和26年広島市条例第23号。以下「勤務時間条例」という。）の適用を受けていた職員（以下「条例適用職員」という。）が引き続き法人の職員となった場合における施行日前の年次有給休暇（前年度から繰り越されたものを除く。）の残日数、病気休暇、特別休暇及び介護休暇の取得日数は、施行日においてこれを承継する。
- 3 施行日の前日以前に、条例適用職員が勤務時間条例の規定に基づく週休日又は休日に勤務した場合における第6条又は第8条の規定の適用については、勤務時間条例の規定に基づく週休日の振替又は休日の代休日の取扱いの例による。
- 4 施行日の前日までに承認（介護休暇にあっては、申出）がなされた条例適用職員の施行日以後に係る年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇について

は、この規程に基づき承認を受けた（介護休暇にあっては、申出があった）ものとみなす。

（妻の出産に係る特別休暇に関する特例）

- 5 施行日から平成32年3月31日までの間、別表第4第11項に規定する休暇については、職員の妻の出産の日の翌日から当該出産の日後1か月を経過する日までの間に、週休日、休日及び代休日を含め1週間以上の連続する休暇（同項に規定する休暇及び年次有給休暇に限る。）を計画的に取得する場合に限り、同項の規定にかかわらず、職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後1か月を経過する日までの間において、7日を超えない範囲内で必要と認める期間又は時間とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成23年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第13条第1項における期間を定めて雇用する職員について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項の規定により法人職員となった者のうち、広島市立大学における教員の任期に関する規程（平成10年6月24日広島市立大学規程）に基づき任期が定められ、その任期が平成22年4月1日以後に及ぶ者における定められた雇用の期間については、同年3月31日までの期間を含めたものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月4日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 改正後の規程別表第4第4項の規定は、期間の初日がこの規程の施行の日以後である職員の結婚に係る特別休暇について適用し、期間の初日が同日前である休暇については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(特別休暇の特例)

2 施行日から令和12年3月31日までの間、別表第4第12項に規定する休暇（職員の妻の出産に限る。）については、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる子の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間又は時間とする。

(1) 第1子 職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後1か月を経過する日までの間において、3日（職員の妻の出産の日の翌日から当該出産の日後1か月を経過する日までの間に、週休日、休日及び代休日を含め1週間以上の連続する休暇（別表第4第12項に規定する休暇及び年次有給休暇に限る。）を計画的に取得する場合にあっては、7日）を超えない範囲内で必要と認める期間又は時間

(2) 第2子以降 職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の

日後 1 か月を経過する日までの間において、7 日を超えない範囲内で必要と認める期間又は時間

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

特別の形態によって勤務する必要がある職員の勤務時間等

所属	対象職員	曜日	勤務時間		休憩時間	1週間当たりの勤務時間数
教務・学部運営室	全職員 （室長及び附属図書館グループ職員を除く。）	月～金	①	8. 30～17. 15	勤務時間の途中において1時間	38時間45分
			②	9. 30～18. 15		
教務・学部運営室附属図書館グループ	全職員 （館長を除く。）	月～金	①	8. 30～17. 15	12. 00～13. 00	38時間45分
			②	10. 30～19. 15	13. 00～14. 00	
			③	11. 30～20. 15	13. 00～14. 00	
学生支援室	全職員 （室長を除く。）	月～金	①	8. 30～17. 15	勤務時間の途中において1時間	38時間45分
			②	9. 30～18. 15		

備考

- 1 この表において「月～金」とは、「月曜日から金曜日まで」をいう。
- 2 この表において「8. 30～17. 15」等とは、「午前8時30分から午後5時15分まで」等をいう。
- 3 ①、②等の区分のある勤務時間の職員への割振りは、所属長（年次有給休暇の決裁者をいう。）が定める。

別表第2（第11条関係）

在職期間（採用された月）	日数
1 か月に達するまでの期間（3 月）	2 日
1 か月を超え 2 か月に達するまでの期間（2 月）	3 日
2 か月を超え 3 か月に達するまでの期間（1 月）	5 日
3 か月を超え 4 か月に達するまでの期間（12月）	7 日
4 か月を超え 5 か月に達するまでの期間（11月）	8 日
5 か月を超え 6 か月に達するまでの期間（10月）	10日
6 か月を超え 7 か月に達するまでの期間（9 月）	12日
7 か月を超え 8 か月に達するまでの期間（8 月）	13日
8 か月を超え 9 か月に達するまでの期間（7 月）	15日
9 か月を超え10か月に達するまでの期間（6 月）	17日
10か月を超え11か月に達するまでの期間（5 月）	18日
11か月を超え 1 年未満の期間（4 月）	20日

別表第3（第12条関係）

事由	期間
負傷又は疾病（予防注射又は予防接種による著しい発熱等の場合を含む。）	医師の証明等に基づき最小限度必要と認める期間又は時間

備考

- 1 この表に定める期間は、その期間中の週休日、休日及び代休日を含むものとする。
- 2 この規程又は理事長が別に定めるもののほか、職員の病気休暇に関する取扱いについては、条例適用職員の例による。

別表第 4（第12条、第14条関係）

事由	期間
1 選挙権その他公民としての権利の行使	その都度必要と認める期間又は時間
2 裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭	その都度必要と認める期間又は時間
3 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この表において同じ。）、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合の当該申出又は提供に伴う必要な検査、入院等	その都度必要と認める期間又は時間
4 職員の結婚（婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係となると理事長が認める場合を含む。）	6 日を超えない範囲内で必要と認める期間。
5 職員が不妊治療を受ける場合	1 年度において 5 日（体外受精その他の頻繁な通院が必要とされる治療を受ける場合にあっては10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める期間又は時間
6 妊娠中又は出産後 1 年以内の女性職員が母子保健法（昭和40年法律第	妊娠満23週までは 4 週間に 1 回、妊娠満24週から満35週までは 2 週間に 1

141号) 第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、その都度必要と認める時間
7 妊娠中の女性職員がつわり等の妊娠に起因する障害のため勤務することが困難であると認める場合	14日を超えない範囲内で必要と認める期間又は時間
8 通勤に利用する交通機関の混雑の程度が妊娠中の女性職員の母体又は胎児の健康保持に影響がある場合	勤務時間の始め又は終わりにおいて1日に1時間を超えない範囲内で必要と認める時間。1回30分とし、1日2回とすることができる。
9 職員の出産	医師又は助産師等の証明に基づき出産の予定日以前8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）目に当たる日から出産の日後8週間目に当たる日までの期間内において必要と認める期間
10 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する場合	2年を超えない範囲内で1日2回、1回45分
11 女性職員の生理	女性職員が請求した期間。ただし、2日を超えるときは、別表第3の規定による。
12 妻等の子（妻の子を含む。以下この項及び備考第3項において同じ。）又は子の配偶者にあっては、第2子以降の子に係る出産に限る。）	妻等が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後1か月を経過する日までの間において、3日（職員の妻の第2子以降の子に係る出産にあっては5日）を超えない範囲内で必要と認める期間又は時間
13 職員の配偶者が出産する場合で	5日を超えない範囲内で必要と認める

あつて当該出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）前の日から当該出産に係る子が1歳に達する日までの期間において、当該出産に係る子又は中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する場合	期間又は時間
14 子（配偶者の子を含む。）を養育する職員又は孫（子の子をいう。）を有する職員が、次の各号に掲げるその子又はその孫（以下この項において「その子等」という。）の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める行為を行う場合 (1) 中学校就学の始期に達するまでのその子等 その子等の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子等の世話、予防接種若しくは健康診断を受けるその子等の世話又は感染症の予防のために臨時に休業となった学校等若しくは学校等の行事の実施に伴い休業となった学校等に在籍するその子等の世話を行うことをいう。）又はその子等が在籍し、若しくは在籍することとなる学校等が実施する行事への出席 (2) 中学校就学の始期から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるその子等（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健	子の場合にあつては1年度においてその子1人当たり5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間又は時間。孫の場合にあつては1年度において5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間又は時間

福祉手帳、特定医療費（指定難病） 受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている者に限る。） その子等の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子等の世話又は予防接種若しくは健康診断を受けるその子等の世話を行うことをいう。）	
15 第13条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の世話をを行う場合	1年度においてその者1人当たり5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間または時間
16 忌引	別表第6に定める期間内において必要と認める期間
17 父母、子又は配偶者等（配偶者、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係にあるものとして理事長が認める者をいう。以下この表において同じ。）の祭日	慣習上、父母（祭具等を承継した配偶者等の父母を含む。）、子、配偶者等又は父母の配偶者（祭具等を承継した場合に限る。）の法事等を行う場合には、1日以下。ただし、遠隔の地に赴く場合には、往復の日数を加算することができる。
18 あらかじめ計画された能率増進計画の実施	計画の実施に伴い必要と認める期間又は時間
19 永年勤続職員の慰労旅行	4日を超えない範囲内で必要と認める期間
20 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による交通の制限若しくは遮断又は入院	その都度必要と認める期間又は時間
21 風水震災その他の災害による職員の現住居の滅失若しくは損壊した	1週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間又は時間

場合又は職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合	
22 風水震火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難と認められる場合	その都度必要と認める期間又は時間
23 風水震火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	その都度必要と認める期間又は時間
24 被爆二世健康診断を受ける場合	1日を超えない範囲内で必要と認める時間

備考

- この表（第19項を除く。）に定める期間は、その期間中の週休日、休日及び代休日を含むものとする。
- この表において、配偶者又は妻は、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。
- この表において、妻等とは、職員の妻、子又は子の配偶者をいう。
- この表において、第2子以降の子に係る出産とは、既に1人以上の同居の子（配偶者の子を含む。）を持つ妻等が出産することをいう。
- 第10項の期間については、2回の取得をもって1日とし、365日をもって1年とする。
- この規程又は理事長が別に定めるもののほか、職員の特別休暇に関する取扱いについては、条例適用職員の例による。

別表第5（第13条、第14条関係）

要件	介護休暇の対象となる者
職員との同居を要件としない者	配偶者等（配偶者、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係に

	あるものとして理事長が認める者をいう。以下この表において同じ。)
	父母
	子
	配偶者等の父母
	祖父母
	孫
	兄弟姉妹
職員との同居を要件とする者	父母の配偶者
	配偶者等の父母の配偶者
	子の配偶者
	配偶者等の子

備考

- 1 同居とは、実際に生活を共にしていることをいい、単に扶養関係があるという場合や通いで介護をする場合等は「同居」とみなさない。なお、職員が要介護者の居住している住宅に泊まり込む場合等は含むものとする。
- 2 この表において、配偶者は、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

別表第 6

死亡した者	日数
配偶者等（配偶者、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係にあるものとして理事長が認める者をいう。以下この表において同じ。）	7 日
父母	
子	5 日
祖父母	3 日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7 日）
孫	1 日
兄弟姉妹	3 日
おじ又はおば	1 日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7 日）
父母の配偶者又は配偶者等の父母	3 日（職員と生計を一にしていた場合又は配偶者等の父母の死亡の場合で配偶者等が祭具等の承継を受け、かつ、葬儀等を行う場合にあっては、7 日）
子の配偶者又は配偶者等の子	1 日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、5 日）
祖父母の配偶者又は配偶者等の祖父母	1 日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、3 日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者等の兄弟姉妹	1 日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、3 日）
おじ又はおばの配偶者	1 日

備考

- 1 この表に示す日数は、その日数中の週休日、休日及び代休日を含む。

- 2 この表において、配偶者は、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。
- 3 葬儀のため遠隔の地に赴く場合には、往復の日数を加算することができる。
- 4 この表に定める期間に次の(1)から(3)までに掲げる日が含まれるため職員が相続に関する手続等を行うことが困難である場合には、当該期間に含まれる当該日の日数を上限として、当該手続等に係る日数を加算することができる。
 - (1) 祝日法第2条に規定する昭和の日、憲法記念日、みどりの日若しくはこどもの日又は祝日法第3条第2項の規定により休日となる日（当該日が昭和の日又はこどもの日に連続する場合に限る。）
 - (2) 祝日法第2条に規定する敬老の日、祝日法第3条第3項の規定により休日となる日及び祝日法第2条に規定する秋分の日が連続する場合におけるこれらの日のいずれかの日
 - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日のいずれかの日